

小金井市で受けた相談事例について

	件数	相談日	相談概要	対応概要
平成30年度	無し	—	—	—
令和元年度	無し	—	—	—
令和2年度	6件	令和2年7月1日	虐待が疑われるが、当該事業所の運営法人により隠蔽されている。	当該障害者の意に反するおそれがあると認められるため調査をしなかった。
		令和2年10月6日	賃貸物件を探していたところ、不動産事業者（2者）から、精神障害者保健福祉手帳を所持していることを理由に断られた。	相談者が差別を受けた事業者の詳細を記憶していなかったため、調査に至らなかった。 相談者に、同様の事案があった場合は、事業所名等を記録した上で相談いただくよう伝え、了承を得た。
		令和2年10月8日	強迫性障害（不潔恐怖症）のため、商業施設のトイレを手洗いを含め長時間使用していたところ、清掃員及び警備員に無理やり退出させられた。	当該施設の管理事業者へ相談内容を伝え、配慮を促すことで理解を得た。
		令和2年10月23日	商業施設において、販売の状況、内容等について意見をしたら、口論となり、警察官を呼ばれて取り囲まれた。心臓が弱く感染リスクが高いこと及びヘルプマークを示したのに、マスクから鼻が出た状態で怒鳴られ、強制排除された。	当該事業所へ新型コロナウイルス感染症対策も含め配慮するよう伝えることとし、理解を得た。
		令和2年11月16日	市外カラオケ店でキッズルームを希望したところ、マイクが故障していると言われ、他の部屋が空いたらそちらへ移るとして利用した。マイクは壊れていなかったため、そのままキッズルームを使いたかったが、他の部屋が空いた際、意に反して移動させられた。	相談を聞いていくうちに、相談者自身が障がいの有無とは関係のない対応だと感じ、当該店舗への調査は必要ないと申し出たため、記録を残すにとどめた。
		令和3年3月31日	A市にある勤務先の飲食店において、同僚から差別的な陰口を言われた。過去に、B市にある店舗でも差別的な陰口を言われた。	差別を受けたとされる事業所が市外にあり、条例の効力が及ばないため、いずれも都内の市であることから、東京都の障害者差別の解消を所管する部署を案内した。

令和3年度	3件	令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、排せつに関する支援が不適切と思われる方法で行われている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、既に事業所内の会議を経て、支援方法が改善されていることから、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
		令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、居室に設置されたエアコンの管理が不適切と思われる方法で行われている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、既に事業所内の会議を経て、支援方法が改善されていることから、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
		令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、衣服の選択を本人にさせず、特定の衣服を着用させている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、本件は当該利用者の衣服に対するこだわりへの対応の違いによるものであり、今後事業所内の会議における話し合いにより解決を図ることとし、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
令和4年度	2件	令和4年4月14日	相談者はアパート3人暮らし。上階の住人は日頃から相談者にだけ挨拶しない。バスに乗り合わせた際、当該住人から指をさされ差別的発言をされ、傷ついた。どうしたらよいか。	詳しく話を聞くため来庁を促したところ、体調が回復したら連絡くれるとのこと。 家族と相談した結果、直接抗議はせず、繰り返された場合は不動産屋に相談することにした。通院中の精神科医にも相談するとのであった。
		令和4年4月28日	上記相談については、もう忘れたいので、市に行かなくてもよいかとの電話連絡あり。	来庁しなくても大丈夫であることを伝え、ケースワーカーにつなぐことを提案したが、相談したことを知られたくないということであった。困ったら相談するよう伝えて電話を終えた。
		令和4年12月5日	スポーツ施設に通っていたが、てんかんと診断されたことを理由に退会を求められた。東京都の相談機関に相談し、対応してもらった結果、集団指導、個人指導ともにてんかんの子に対応できる体制ではなく、今後対応できるようにしたいとのことであった。主治医の許可があれば指導してくれる施設もあるのに、とても残念である。市からも当該施設に確認してほしい。	当該施設に確認した結果、現体制ではてんかんに対応できる環境が整っておらず、今後、研修等を行い、対応できる環境を作りたいとのことであった。 この結果を相談者に伝えたところ、状況は変わらなかったが、市からも対応してもらえたということで納得してくれた。
令和5年度	無し	—	※ 令和4年12月5日付け相談案件について、継続して対応	当該施設に対応の進捗状況を確認し、その結果を相談者に報告した。最終的な結果についても報告を希望されていた。

令和6年度	継続 案件	令和6年12月26日	※ 令和4年12月5日付け相談案件について、当該施設に確認。令和7年1月から、障がいや疾病により筋力の硬直等の受入れ方針が決まり、プールは個別、それ以外は集団で受け入れるとのこと。	左記の方針を最終結果として相談者に報告し、対応を終了した。
	3件	令和6年8月29日	精神疾患により医療保護入院となった際、「あなたには基本的人権はありません。」と言われた。	当該医療機関に確認したところ、本人から直接話を受けており、書面により本人へ回答する予定であるとのことであった。 本人にその旨を伝え、病院からの回答を待つということで、理解を得た。
		令和6年9月24日	バスから下車する際、割引を受けるために障害者手帳を提示したところ、近くにいた女性に、手帳を見ていやな反応をされた。	いやな反応をしたとされる女性はたまたま乗り合わせた者で、特定できないため、傾聴して対応を終了した。
		令和6年10月24日	障害福祉サービス事業所において、発達障害や自閉症の通所者に対し、しゃべるのが苦手なため手書きパッドなどで対応してほしいのに、しゃべればお友達ができるなどと言って対応してくれない。	運営法人は市内だが当該事業所は市外に所在すること、相談者が匿名であったこと、本人が結果報告を求めていなかったことから、具体的な調整は行わず、当該法人の管理者に相談内容を伝え、対応を終了した。